

鳥取県私立幼稚園運営状況調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に係る調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 私立学校法、学校教育法等の関係法令及び関係通知により、私立幼稚園の認可基準の遵守状況、運営状況等について調査し、必要な指導助言又は指摘を行い、もって私立幼稚園の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における私立幼稚園とは、学校法人が設置した幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）をいう。

(調査の実施)

第4条 調査は、年度ごとに年間調査計画、調査日程を様式第1号に定め、計画的に実地又は書面で実施するものとする。

2 調査の種別は次のとおりとする。

(1) 実地調査

原則として1年に1回の周期で行う私立幼稚園への実地で行う調査

(2) 書面調査

災害その他やむを得ない事情がある場合において書面で行う調査

(実施方法)

第5条 調査は次の方法により実施するものとする。

(1) 原則として実地調査の実施日の1ヵ月前までに学校の設置者に対して、調査日時その他必要な事項を通知する。

(2) 学校の設置者は、実地調査の7日前までに子育て王国課長へ調査調書を提出するものとする。

(3) 書面調査については、調査調書の提出期限の1ヵ月前までに学校の設置者に対して、通知する。

(調査員)

第6条 調査員は、子育て王国課長が指定する職員が行うものとする。

(調査事項)

第7条 調査は、別紙1又は別紙2に掲げる事項について実施するものとする。

(報告)

第9条 調査員は、調査結果を子育て王国課長に報告するものとする。

(調査結果通知)

第10条 子育て王国課長は、調査結果を別紙1又は別紙2の指摘区分に応じて整理の上、様式第2号に指摘事項を記載し、学校の設置者に対して文書により通知するものとする。

2 前条の通知にあたり、学校の設置者から改善状況の回答を求めることができるものとする。

(回答書)

第11条 子育て王国課長は、調査結果通知で文書指摘した事項について、学校の設置者から改善状況を様式第3号の回答書を求めるものとする。

(再調査)

第12条 調査実施後、不明な点がある場合等、調査を再度実施する必要があると子育て王国課長が認める場合は、再調査を実施するものとする。

(調査結果の公表)

第13条 子育て王国課長は、調査結果から、指摘の多い事項、各私立幼稚園でも注意が必要な事項をまとめ、とりネットを利用して、インターネットへの掲載を行うものとする。

2 鳥取県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、個別の調査結果通知等について開示するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調査の実施について必要な事項がある場合は、その都度、子育て王国課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から適用する。

令和 年度私立幼稚園運営状況調査に係る指摘事項等

調査園等	指摘事項
【園名・調査日時】	【文書指摘】
【調査員】	【口頭指摘】
【立会者】	【助言事項】

調査事項	着 眼 点	指摘区分		関係法令
		文書	口頭	
1 非常災害等への備え	○ 設置者は、園児の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じているか。		○	学校保健安全法 第26条
	○ 園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	○		学校保健安全法 第27条
	○ 園長は、園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、設置者に対し、その旨を申し出ているか。	○		学校保健安全法 第28条
	○ 園児の安全の確保を図るため、園の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（以下、「危機管理マニュアル」という。）を作成しているか。	○		学校保健安全法 第29条
	○ 園長は、危機管理マニュアルの職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じているか。	○		学校保健安全法 第29条
	○ 通学、校外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在の確認を行っているか。	○		学校保健安全法施行規則 第29条の2
	○ 通学を目的とした自動車（2列以下の自動車等を除く）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて園児の所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行っているか。（または、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行っているか。）	○		学校保健安全法施行規則 第29条の2
	○ 全ての「学校（園）の管理下において発生した死亡事故」及び治療に要する期間が30日以上（見込みも含む）の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故（重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入る等）の場合や、身体の欠損（歯を含む）、身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）が起こった場合には、設置者に速やかに報告を行っているか。		○	「学校事故対応に関する指針」の改訂について（令和6年3月26日付5文科教第1980号文科省通知） R8.3.30こ成安第45号、7教参学第52号こども家庭庁成育局安全対策課長等通知
	○ 死亡事故、治療に要する期間が30日以上（見込みも含む）の負傷や疾病を伴う重篤な事故等、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、自動車への置き去り事故、救急搬送を要すると判断される程度の事故等であった場合及び園児の見落とし等事案があった場合、原則当日（遅くとも翌日）に当該事実を国の定めた様式により県担当課へ事故報告を行っているか。		○	教育・保育施設等における事故の報告等について（令和8年4月14日付第202600015854号鳥取県子ども家庭部子育て王国課長通知）
	○ 重大事故のうち、園児の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断した事故については、学校事故対応に関する指針のとおり適切に基本調査を実施しているか。（原則として3日以内を目途に、関係する全ての職員から聞き取りの実施等）		○	「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（令和3年5月25日付3文科教第218号文科省通知）

				連絡)
21 暴力団等との関係	○ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行っていないか。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていないか。		○	鳥取県暴力団排除条例

※鳥取市(中核市)内の幼稚園型認定こども園については、別紙1で調査するものとする。

別紙2 私立幼稚園運営状況調査事項及び指摘区分【私立幼稚園型認定こども園】

調査事項	着 眼 点	指摘区分		県条例又は規則 関係法令
		文 書	口 頭	
区 分				条例…鳥取県認定こども園に関する条例の略 規則…鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の略 条数のないものは条例、規則ともに別表第1の項目
1 非常災害への備え	○ 設置者は、園児の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じているか。		○	学校保健安全法 第26条
	○ 園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	○		学校保健安全法 第27条
	○ 園長は、園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、設置者に対し、その旨を申し出ているか。	○		学校保健安全法 第28条
	○ 園児の安全の確保を図るため、園の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（以下、「危機管理マニュアル」という。）を作成しているか。	○		学校保健安全法 第29条
	○ 園長は、危機管理マニュアルの職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じているか。	○		学校保健安全法 第29条
	○ 通学、校外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在の確認を行っているか。	○		学校保健安全法施行規則 第29条の2

3 園児を平等に取扱う原則	○ 園児の国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしていないか。	○	○	条例 基本方針 4
4 虐待等の禁止	○ 職員は、園児に対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	○	○	条例 基本方針 5
5 衛生管理	○ 感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講じているか。	○	○	条例 サービスの提供 8
	○ 設置者は、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じているか。	○	○	学校保健安全法 第4条
	○ 園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定しているか。	○	○	学校保健安全法 第5条
	○ 毎学年定期的に、学校環境衛生基準に基づき、環境衛生検査を行っているか。	○	○	学校保健安全法施行規則 第1条
6 給食	○ 設置者は、学校環境衛生基準に照らして園の適切な環境を維持しているか。	○	○	学校保健安全法 第6条
	○ 満3歳未満の園児については、当該園内の調理室で調理されているか。	○	○	規則 サービスの提供 1
	○ 献立等について栄養士又は管理栄養士（他園、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士を含む。）の指導を受けているか。	○	○	規則 サービスの提供 3
	○ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行っているか。	○	○	規則 サービスの提供 4
	○ 栄養並びに園児の心身の状況及び嗜好を考慮しているか。	○	○	規則 サービスの提供 1
	○ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	○	○	規則 サービスの提供 1
7 調理の外部搬入、外部委託	○ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。	○	○	規則 サービスの提供 6
	○ 給食を実施している場合には、集団給食施設（20食程度/回以上）の設置者等が園の所在地を管轄する保健所等に届出等を行っているか。	○	○	鳥取県食品衛生条例施行規則 第15条
	○ 満3歳以上の園児に対する食事の提供を、園外で調理し搬入する方法により行っている場合、下記の要件を満たしているか。 ・調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えているか。	○	○	規則 サービスの提供 2
	・園児に対する食事の責任が当該園にあるか。	○	○	規則 設備 5
8 健康診断	○ 調理業務の受託者との契約において、当該園の食事の提供の管理者が、衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような内容が確保されているか。	○	○	規則 サービスの提供 2(1)
	・調理業務の受託者は、当該園における給食の趣旨を十分に認識し、業務を適切に遂行できる能力を有しているか。	○	○	規則 サービスの提供 2(1)
	・食事の内容、量及び回数について適切に対応しているか。	○	○	規則 サービスの提供 2(2)
9 内部規程	○ 8時間程度利用児にあつては年2回以上の定期健康診断、それ以外の園児にあつては年1回以上の定期健康診断を行っているか。	○	○	規則 サービスの提供 2(3)
	○ 健康診断は、6月30日までに実施しているか。	○	○	規則 サービスの提供 8
10 備える必要のある帳簿	○ 以下の園の運営についての重要事項に関する規程が定められているか。 ・園の目的及び運営の方針 ・提供する教育及び保育の内容 ・職員の職種、人数及び職務の内容 ・教育又は保育の提供を行う日及び時間 ・保護者から受領する費用の種類及び額 ・園児の区分ごとの利用定員 ・利用の開始及び終了に関する事項 ・非常災害その他の緊急時における対応方法 ・虐待の防止に関する措置	○	○	学校保健安全法施行規則 第5条
	○ 職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存しているか。	○	○	条例 サービスの提供 7
11 秘密保持	○ 園において備えなければならない表簿は整備されているか。 ・学校に關係のある法令 ・学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、 学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 ・職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 ・指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 ・入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 ・資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、 標本、模型等の教具の目録 ・往復文書処理簿	○	○	条例 記録の作成及び保存
	○ 以下の帳簿及び記録は、それぞれに定める期間保存されているか。 ・決算書類 30年間 ・園児の学籍に関する記録 20年間 ・会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 ・上記以外の帳簿及び記録 5年間	○	○	学校教育法施行規則 第28条
11 秘密保持	○ 職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	○	○	条例 事故等への対応 1
	○ 職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	○	○	個人情報保護法 第23条

18 保護者等との連携	○ 園児の保護者と常時密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解と協力を得ているか。		○	規則 サービスの提供 11
19 情報提供	○ 保護者及び地域住民の適切な判断に資するよう、情報提供を行っているか。 ○ 情報開示の規程を設ける等必要な措置を講じているか。	○ ○		条例 サービスの提供 11
20 評価及び公表	○ 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果を保護者に周知しているか。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表しているか。 ○ 評価の結果に基づき運営の改善を図るため必要な措置を講じているか。		○ ○	条例サービスの提供 9
21 障がい児保育	○ 障がいのある園児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施しているか。	○		条例サービスの提供 10
22 アレルギー対応	○ アレルギー疾患を有する園児については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校生活管理指導表等を活用しながら学校生活を安心・安全なものにするための取組を図っているか。		○	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの改訂について(令和2年4月30日付文科省事務連絡)
23 暴力団等との関係	○ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行っていないか。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていないか。	○		条例サービスの提供 14

※鳥取市(中核市)内の幼稚園型認定こども園については、別紙1で調査するものとする。